

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和6年2月16日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：吉野長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月16日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○吉野総務課長 報道官の吉野です。

原子力規制委員会の広報日程について御説明します。

「2. 審査会合、会見などについて」の5番目の案件、2月22日の案件から御説明いたします。

2月22日木曜日、第1229回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合が開催されます。対応は杉山委員です。

議題は「中国電力株式会社島根原子力発電所の保安規定の変更認可申請について」です。

島根原子力発電所の保安規定は、12月21日に建屋の水素防護対策について補正の申請が行われております。この建屋の水素防護対策は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の調査分析から得られた知見の分析として、原子力規制委員会が対策の充実の検討を進めてきたものでございます。

令和4年12月に原子炉建屋における水素爆発を防ぐ対策として、原子炉格納容器のベントを行うということが最も信頼性が高いということから、従来、格納容器の破損を目的としていたベントについて、建屋の水素防護対策を目的に加えるという改正を設置許可基準規則解釈などについて、令和4年の12月に行っております。

その際、今後の審査の方針としては、事業者が格納容器の過圧破損防止対策等としてこれまで整備してきたベントの手順が、原子炉建屋の水素防護対策として妥当なものになっているかどうか、それから、建屋の水素防護対策の観点から、必要な場合にためらわずにベントを実施することができるかどうかという点を保安規定の審査において確認するという事となっております。

今回、中国電力から申請されたこの補正については、水素防護対策の充実に対応するものでございまして、2月22日には事業者から対策の説明を受けるという予定となっております。

次に、6番目の案件、第1230回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合が開催されます。この会合は、特定重大事故等対処施設に係る審査を行いますので非公開で行

います。対応は杉山委員です。

議題の1は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所 特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の変更認可申請に係る審査について」です。

この申請は4分割で申請を行われておりまして、現在、4分割目の最後のものの審査を行っているところでございます。前回会合は12月21日に行われておりまして、今回はこれまでのコメントに関する回答、それから、火災防護についての説明が行われる予定となっております。

議題の2は「東北電力株式会社女川原子力発電所第2号機 特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の認可申請に係る審査について」です。

女川原子力発電所2号機は、令和8年12月までに特定重大事故等対処施設を設ける必要がございます。12月14日に設計及び工事計画の認可が申請されました。今回は初回の審査会合でございまして、事業者から概要の説明を受けるということが予定されております。

本日の案件は以上です。

#### <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—